令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-34)

別紙1

														(垛况有RZ—34)	_	•	
施策名	目標7-2 水俣病対策										担当	部局名	環境保健部環境保健企画管理課 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。											は系上の 量付け	施策7 環境保健対策の推進				
達成すべき目標					福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病 社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。 考え方・根拠						水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置 法(平成21年法律第81号)及び同法に基づく「救済措置の方針」 (平成22年4月閣議決定)		政策評価実施予定時期	特期 令和2年9月			
測定指標	目標	票値	目標	票年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠												
1 水俣病患者等に対する療 養費の支給の進捗状況	水俣病患者等に対する療養 費を着実に支給		-		「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」(平成12年2月8日閣議了解)、「水俣病被害者の救済 解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づく療養費の 病患者等の補償・救済を推進。												
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
		基準年度		目標年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度						
2 水俣市の観光入込客数 2 (人)	510,360	H29年度	560,000	R4年度	472,000	475,000	475,000	481,000	481,000	481,000	-	の救済及び	- ・「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)、「 の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定) 振発生地域の地域振興を推進。				
					520,253	542,711	519,678	510,360	495,849	477,341		•令和4年	病光生地域の地域振興を推進。 ・令和4年度までに地域振興施策を通じて、観光入込客数を平成29年度比10%増を目標。 (第6次水俣市総合計画(策定中))				
達成手段	予算	算額計(執行額)	当初予算額	関連する指				· ·					R2年			
(開始年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	標						達风	手段の概要	· 等			行政事業レビュー 事業番号	
(1) 水俣病総合対策関係経費(田和49年度)	11,738 (10,946)	11,178 (10,676)	11,084 (10,795)	11,192	1,2	(全達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病被害者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策、再生・融和対策(もやい直し)及び地域振興を推進する。 (達成手段の目標> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 水俣病発生地域の地域振興・観光入込容数 < 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病免験解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。											
水俣病対策地方債償還費 (2) (平成12年度)	3,392 (3,392)	973 (973)	0	0	1	<達成手段の概要> 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 <達成手段の目標> 県債の償還率:100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。											
【9-3再掲】 (3) 水俣病に関する総合的研究 (昭和48年度)	40 (39)	40 (37)	40 (33)	41	1	〈達成手段の概要〉 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 〈達成手段の目標> 〈達成手段の目標> 「訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 認定審査の促進、紛争の解決を図る。											
【9-3再掲】 国立水俣病総合研究セン (4) ター 調査研究 (昭和53年度)	617 (559)	526 (463)	554 (477)	504	1	<達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。 達成手段の目標 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止:数値化困難 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。											
施策の予算額・執行額	15,787 (14,936)	12,718 (12,149)	11,678 (11,305)	12,158		策に関係する内閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主なもの)											